



医療的ケアが必要なお子さんと

ご家族のための

支援ガイドブック



吹田市



1	はじめに 医療的ケアが必要なお子さん(医療的ケア児)の保護者のみなさまへ…………… 医療的ケア児相談窓口について	2
2	支援者とその役割について……………	3
3	ライフステージを通じた切れ目ない支援……………	4
4	あーちゃん家のこと……………	6
5	各種制度 医療費などの助成・給付…………… 手当など…………… 障がい者手帳について…………… 小児慢性特定疾病について…………… 補装具費の支給について……………	8 9 10 10 11
6	生活の中で受けられる支援 ①おうちで医療を受けるには…………… ②子育てやお子さんの発育・発達について相談したいときは…………… ③いろいろなサービスがあります…………… ④福祉サービスを利用するときは…………… ⑤療育を受けさせたいときは…………… ⑥お仕事をされているときのサポート…………… ⑦学校選びに悩むときは……………	12 14 15 16 17 18 19
7	災害時の対応について……………	20
8	よくある質問(Q&A)……………	22
9	こども発達支援センターの役割……………	24
10	相談窓口一覧……………	25

お子さんのことや毎日のいろいろなこと、
手続きのことを相談したいとき・・・



医療的ケア児等
コーディネーター
2ページ



相談支援専門員
15ページ



保健師
14ページ

※それぞれの役割については3ページ

医療費や給付のこと・・・

医療費
8ページ



小児慢性特定疾病
10ページ

手当
9ページ

補装具の支給
11ページ



日常生活用具の給付
11ページ

おうちでサポートを受けるとき・・・



訪問看護
12ページ



ホームヘルプ
16ページ



居宅訪問型児童発達支援
17ページ

あずかってもらいたいとき・・・

ショートステイ
16ページ

児童デイサービス
17ページ

レスパイト入院
13ページ



療育やリハビリを受けるとき・・・

訪問リハビリ
13ページ

児童デイサービス
17ページ



通園療育
17ページ



地域のお子さん達と過ごすとき・・・

保育所
こども園・幼稚園
18ページ



学校
19ページ



留守家庭児童育成室
18ページ





日常生活において、人工呼吸器や経管栄養、たんの吸引など医療機器の使用や医療的援助を必要とするお子さんを「医療的ケア児」といいます。

このガイドブックは、医療的ケアを必要とするお子さんや、ご家族のお役に立てるよう、各種制度や活用できるサービス、緊急時の対応などをわかりやすくまとめたものです。

お子さんやご家族が、地域の中で毎日笑顔で送れるよう、本冊子が皆さまの困りごとの解決の一助となれば幸いです。

医療的ケア児相談窓口

吹田市立こども発達支援センターに「医療的ケア児相談窓口」を設置しています。お子さんやご家族の困りごとの内容に応じて、**医療的ケア児等コーディネーター**をはじめ、さまざまな専門職が電話相談や訪問、メールなどで対応しています。



医療的ケア児等
コーディネーター

ご連絡先はこちら ▶

医療的ケア児相談窓口（わかたけ園内）

✉ ikeasoudan@city.suita.osaka.jp

☎ 06-6388-0030

医療的ケア児相談窓口の
ホームページはこちらから →



医療的な支援が必要なお子さんとご家族が地域で安心して暮らせるよう、相談に応じたり、病院や学校などの関係機関との連携を行います！

支援者とその役割について

～いろいろな機関と支援者～

	支援者	役割	主な支援機関
医療	医師、歯科医師 (訪問診療医) 	◇診療、投薬、処置 ◇看護師などへの医療的ケアやリハビリなどの指示	病院・診療所 →12ページ
	看護師 訪問看護師 	◇ケアの実施や体調管理のサポート ◇家族へのケアの助言、医療や看護に関する相談	病院・診療所 訪問看護ステーション など →12ページ
	薬剤師 訪問薬剤師 	◇医師からの処方箋に基づく調剤や訪問 ◇薬の飲み方や体調の相談	薬局 →12ページ
	理学療法士 (PT) 作業療法士 (OT) 言語聴覚士 (ST) 	◇関節の変形を予防するための姿勢管理や身体機能の維持・向上 ◇コミュニケーション手段の獲得、食べる(摂食)・飲む(嚥下)ことへのリハビリテーションの実施	病院・診療所・訪問看護ステーション・児童デイサービス・ <input type="checkbox"/> こども発達支援センターなど →13・24ページ
	ソーシャルワーカー 	◇経済的・心理的・社会的な問題に関する相談 ◇在宅生活に向けた関係機関との連絡・調整	病院、診療所 →12ページ
保健	保健師 	◇発育・発達、子育てに関する相談 ◇関係機関との連絡・調整	<input type="checkbox"/> すこやか親子室 →14ページ
福祉	保育教諭 生活指導員 	◇発達をうながすための保育や療育の実施	<input type="checkbox"/> わかたけ園 <input type="checkbox"/> 杉の子学園、 児童発達支援事業所など →17・24ページ
	心理士 	◇子育てや暮らしの中でのストレスなど心理的な相談 ◇発達についての相談	<input type="checkbox"/> すこやか親子室 <input type="checkbox"/> こども発達支援センター <input type="checkbox"/> 教育センター →14・17・24ページ
	相談支援専門員 	◇困りごとの整理、活用可能なサービスや事業所の紹介 ◇サービス等利用計画の立案や支援者の調整	相談支援事業所 <input type="checkbox"/> こども発達支援センター →15ページ
	介護福祉士 (ヘルパー) 	◇自宅での食事介助や入浴介助などの生活支援や介護支援、通院支援	介護事業所 →16ページ
保育・教育	保育教諭 教員 教育相談員 	◇発達をうながすための保育 ◇発達やニーズに応じた教育 ◇就学や学校生活に関する相談	保育所、こども園、幼稚園 小・中学校、高等学校、 支援学校 →18～19ページ
	市(府)役所 職員 	◇サービスや制度、施設利用などについての説明や申請手続き	吹田市役所 大阪府 →8～11ページ・15～18ページ

※印は吹田市の機関です。



医療・福祉・教育など、いろいろな分野の人達が、
多職種でチームとなり、お子さんやご家族を支援します！

ライフステージを通じた切れ目ない支援

～年齢に応じた相談支援の窓口～

年齢	～出生	0～5歳	6歳～	
		 		
	妊娠期	乳・幼児期	小学生	
吹田市の相談窓口		医療的ケア児相談窓口		
		すこやか親子室 [小児慢性特定疾病] (小児慢性特定疾病医療費助成、発育・発達、子育てに関すること)		
		すこやか親子室 (障がい児通所受給者証のこと)		
		障がい福祉室 障がい者相談支援センター (給付や助成、手帳の交付、福祉サービスに関すること)		
		こども発達支援センター (発達・療育などに関すること)		
		保育幼稚園室 (06-6384-1568) (保育所、幼稚園への入園などの相談や手続き)		
関係機関			学校教育室 (就学・学校生活に関すること)	
		医療機関・薬局 (お薬に関する相談・小児慢性特定疾病・指定難病などの相談や手続き)		
		訪問看護・居宅介護事業所 (居宅による看護・身体介護・家事援助など)		
		児童発達支援事業 (就学前の療育支援)	放課後等デイサービス事業所 (就学後の療育支援)	
		大阪府吹田子ども家庭センター (18歳未満の児童の養育・発達・療育に関すること)		
		保育所・こども園・幼稚園	小学校	支援学校

12歳～

15歳～

18歳～

年齢



中学生

成年期

医療的ケア児相談窓口 (06-6388-0030)

吹田市の相談窓口

すこやか親子室 (医療費助成: 06-7220-3796 他: 保健センター06-6339-1214 南千里分館06-6155-2812)
(小児慢性特定疾病医療費助成、発育・発達、子育てに関すること)

すこやか親子室 (06-6170-7224)
(障がい児通所受給者証のこと)

障がい福祉室 (06-6384-1347) 障がい者相談支援センター (☎25ページ)
(給付や助成、手帳の交付、福祉サービスに関すること)

こども発達支援センター (06-6339-6103)
(発達・療育などに関すること)

学校教育室 (06-6155-8192)
(就学・学校生活に関すること)

医療機関・薬局
(お薬に関する相談、小児慢性特定疾病・指定難病などの相談)

訪問看護・居宅介護事業所
(居宅による看護・身体介護・家事援助など)

放課後等デイサービス事業所
(就学後の療育支援)

生活介護事業所

すいた障がい者就業・生活支援センター
(06-6317-3749) (就労に関する相談)

大阪府吹田子ども家庭センター (06-6389-3526)
(18歳未満の児童の養育・発達・療育に関する相談)

中学校

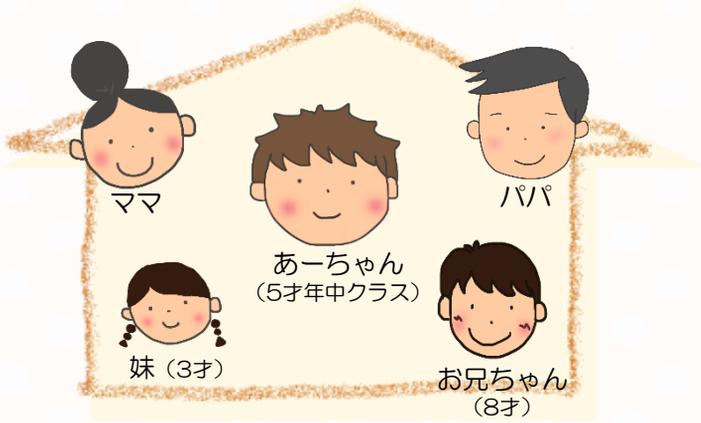
高校

大学・専門学校等

支援学校

関係機関

あーちゃん家のことを おしえてもらいました！



《あーちゃんのこと》

生まれつきの病気があって、医療的ケアが必要です

- ◆ 医療的ケアの種類は、気管切開・吸引・胃ろう
- ◆ 麻痺があり、移動はバギーを使っています
- ◆ わかたけ園とデイに通っています
- ◆ おともだちが大好き！

《家族のこと》

- ◆ お兄ちゃん (小2) サッカーが好き！
- ◆ 妹 (年少さん) 幼稚園児 最近ピアノを始めたよ！
- ◆ ママ 3人の子育てで忙しい。仕事の復職を検討中
- ◆ パパ 仕事はちょっと不規則。在宅の日もある

利用している医療や福祉サービス

- 訪問看護 週3回
- 訪問リハビリ 週1回
- ホームヘルプ 週1回
- 児童発達支援 (療育) 週5回
(わかたけ園3回・デイサービス2回)

おうちで医療をうけるには
12ページへ

福祉サービスのことは
16ページへ

療育のことは
17ページへ

持っている手帳

- 身体障がい者手帳 1級

手帳のことは
10ページへ

おうちのレイアウト



あーちゃん、のバギーや栄養剤などのストックはここに置いています

パパはベッドで寝ていますが、休みの前はママと交代しています

移動が少ないように、となりにしました

退院の時に、保健師さんと一緒に考えました！

キッチンからでも、遊んでいるようすが見えるところにマットをしいています

吸入などに必要なものは、セットして、リビングにまとめています

レスパイトケアを使っています！

レスパイトのことは
13ページへ

お兄ちゃんのサッカーの試合の応援に行ってきました。炎天下での応援はあーちゃんには難しいのと、朝早くからの出発だったので、前日の夕方からショートステイを利用しました。

いつも練習を頑張っているの、初めての試合が見れてうれしかったです。

夜中も、吸引などで、ゆっくり眠れないことが多いので、リラックスできる時間を持つように、時々レスパイト入院を利用しています。



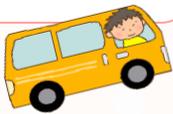
あーちゃん家の1日

あーちゃんの1週間のスケジュール

時間	あーちゃん	家族	月	火	水	木	金	土	日
4:00	夜中も、体調によって吸引	ババママ交代で吸引							
6:00	おはよう トイレ吸引	家族起床							
8:00	朝ごはん 胃残確認 経口摂取 胃ろう	朝ごはん パパ: あーちゃんのごはんを食べさせる⇒自分の食事 ママ: 自分の食事⇒胃ろう注入 妹の幼稚園送り あーちゃんも一緒にバスのりばまで	訪問看護師さんと介護タクシーで 通院(月1回)	わかたけ園	わかたけ園		わかたけ園		
10:00	バスで登園 保育 OTリハ 給食	水分摂取 トイレ吸引 家事							
12:00	胃残確認 経口摂取・胃ろう 水分注入 バスで降園	妹の幼稚園迎え バスのりばまで							
14:00	おひるね 水分摂取	訪問リハ(PT)							
16:00	訪問看護 お風呂	食事の準備 妹のお風呂 訪問看護の間に	あーちゃんのお風呂やごはんの用意を手伝ってまいります		訪問リハ(PT)		送迎サービスがあります お風呂にも入ってきます		
18:00	夕ごはん 胃残確認 経口摂取・胃ろう おやすみ	夕ごはん 家族みんなでゆったりタイム 子:就寝 大人:順番にお風呂 吸引ピンヤ 胃ろう注入物品の洗浄管理	訪問看護 お風呂の介助や、胃ろうからの注入をしてまいります	ホームヘルプ	訪問看護		訪問看護	今日は、お兄ちゃんの運動会へ! いつもは家族でゆっくり過ごしています	
20:00									
22:00									

わかたけ園

基本は親子で通います。今は1か月に1回、一人で通園バスで通って、15時まで過ごしています



妹のピアノ

木曜は17時までデイなので、その間に通っています

兄のサッカー

近所の公園であるので、一人で行ってまいります



どのサービスを使ったらいいかわからなかったので、1週間の予定を、相談支援専門員さんに一緒に考えてもらいました!



パパとママが、今悩んでいること

今使っているバギーが小さくなってきたんだけど、買い替えるにはどうしたらいい?

補装具のことは11ページへ

園長先生から、小学校の見学のお知らせもらったけど、学校ってどうやって選ぶのかな?

学校選びのことは19ページへ

保育所に入るにはどうしたらいいのかな?

保育所のことは18ページへ

各種制度

いろいろな給付や助成、手帳、補助について

退院後の生活において、経済的に不安なく暮らせるよう、
いろいろな医療費助成制度や手当などが利用できます。
ここでは、主なものを紹介します。



医療費などの助成・給付

名称	対象・内容	0歳 ~	1歳 ~	小学 校 ~	中学 校 ~	高校 ~	18 歳 ~	20 歳 ~	吹田市の窓口	
こども医療費助成制度	出生の日（転入の場合は転入日）から18歳到達年度末（3月31日）までの医療費（保険診療）の自己負担分の一部を助成	→								子育て給付課 06-6384-1470 市役所低層棟2階
ひとり親家庭医療費助成 ※所得制限あり	18歳到達年度末（3月31日）までの児童とその児童を監護・養育するひとり親等の医療費（保険診療）の自己負担分の一部を助成	→								子育て給付課 06-6384-1470 市役所低層棟2階
小児慢性特定疾病医療費助成	小児慢性特定疾病（国が指定した疾病）として診断され、助成対象基準を満たす場合、その保険診療の自己負担分の一部を助成	→						※1		すこやか親子室 06-7220-3796 総合福祉会館 保健センター3階
指定難病医療費助成	指定難病にり患している方が、指定医療機関で行われる医療を受ける場合、その一部を助成	→								吹田市保健所 地域保健課 06-6339-2227
重度障がい者医療費助成	重度の障がいがある方の入院や通院、院外処方に関する保険診療の自己負担分を助成 =対象= *身体障がい者手帳1・2級 *療育手帳A *身体障がい者手帳3~6級、かつ療育手帳B1						→		障がい福祉室 06-6384-1347 市役所低層棟1階	
育成医療 (自立支援医療) ※所得制限あり	18歳未満で、身体に障がいがあり、治療を受けることで障がいが軽減、除去されると認められる場合に「指定医療機関」受診時の医療費の一部を公費負担する	→								障がい福祉室 06-6384-1347 市役所低層棟1階
更生医療 (自立支援医療)	18歳以上で、身体障がい者手帳の交付を受けた方が、治療を受けることで障がいが軽減、除去されると認められる場合に「指定医療機関」受診時の医療費の一部を公費負担する						→		障がい福祉室 06-6384-1347 市役所低層棟1階	
未熟児養育医療給付 ※入院日かつ入院日から2カ月以内 (入院期間中に申請が必要)	指定養育医療機関において、医師が入院養育を必要と認めた、1歳未満の未熟児を対象に、入院時の保険診療の自己負担分の医療費の一部を公費負担する	→								すこやか親子室 06-7220-3796 保健センター3階 申請は子育て給付課でも申請可 06-6384-1470

お子さんの状態のほか、所得制限のあるものや重複して利用できないものがありますので、詳しいことは担当の窓口までお問い合わせください。
 その他、いろいろな福祉のサービスについては、

「吹田市障がい者（児）福祉のてびき」をご覧ください。

ホームページはこちらから →



手当など

名称	対象・内容	0歳 ～	1歳 ～	小学 校 ～	中 学 校 ～	高 校 ～	18 歳 ～	20 歳 ～	吹田市の窓口	
児童手当 ※所得制限あり	15歳到達年度末（3月31日）までの児童を養育している方	→								子育て給付課 06-6384-1470 市役所低層棟2階
児童扶養手当 ※所得制限あり	18歳到達年度末（3月31日）までの児童（一定以上の障がいがある場合は20歳未満）を養育しているひとり親又は養育者	→						→ ※3		子育て給付課 06-6384-1471 市役所低層棟2階
特別児童扶養手当 ※所得制限あり	知的、精神、または身体障がい（内部障がいを含む）等があり、国により定められた程度の状態にある20歳未満の子を養育している方	→								障がい福祉室 06-6384-1347 市役所低層棟1階
障がい児福祉手当 ※所得制限あり	日常生活において、常時介護を必要とする在宅の方で、重度の障がいがあり、国に定められた程度の障がいのある20歳未満の児童	→								障がい福祉室 06-6384-1347 市役所低層棟1階
大阪府重度障がい者在宅介護給付	身体障がい者手帳1・2級と療育手帳A両方を所持している障がい者（児）と同居する保護者	→								障がい福祉室 06-6384-1347 市役所低層棟1階
障がい者（児）扶養共済 ※大阪府に住所があり、4月1日時点で65歳未満である方	身体障がい者手帳1～3級もしくは身体にそれと同程度の永続的な障がいがある身体障がい者（児）又は知的障がい者（児）の保護者	→								障がい福祉室 06-6384-1347 市役所低層棟1階

※1：新規申請は18歳未満、継続の場合は20歳未満まで

※2：こども医療費助成制度といずれか選択

※3：特別児童扶養手当を受給、又は同程度の障がいのある児童

障がい者手帳について

障がい者手帳を取得することで、さまざまな支援やサービスを受けることができるほか、税金の減免や、公共交通機関の運賃割引などが受けられます。

身体障がい者手帳

疾病や事故などにより、身体に永続する障がいのある方（1～6級）

療育手帳

知的障がいのある方（A～B2）

精神障がい者保健福祉手帳

精神疾患のため長期にわたり日常生活または社会生活に障がいがある方（1～3級）

お手続きはこちら ▶

□手帳の申請や交付について

障がい福祉室 ☎06-6384-1347

お住まいの地域の障がい者相談支援センター ☎25ページ



※手帳の種類によって申請に必要な書類や手続きの方法が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

小児慢性特定疾病について

原因が分からない、症例が少ないなどのために治療が確立していない病気や、幼少期から長期にわたり治療が必要な病気があるお子さんに対して、**医療費の助成**があります。また、**日常生活用具の給付**もあります。



指定医の意見書が必要です

医療費の自己負担額は、世帯の所得に応じて、月ごとの上限額が決められます

対象疾病・助成対象基準については、小児慢性特定疾病情報センターのホームページをご覧ください

お手続きはこちら ▶

□小児慢性特定疾病医療費助成について

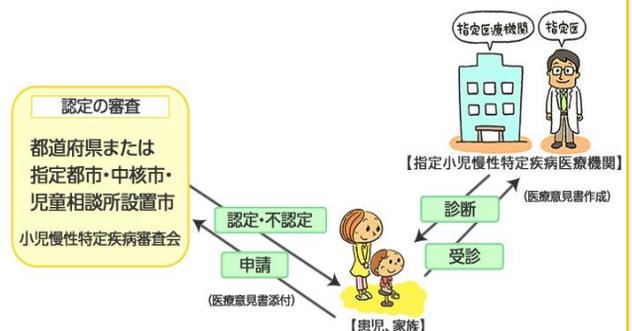
すこやか親子室 ☎06-7220-3796

※医療費の支給にあたっては、**事前の申請が必要**となります

※1年ごとの更新が必要です

□日常生活用具について（11ページ）

障がい福祉室 ☎06-6384-1347



補装具費の支給について

身体上の障がいを補い、日常生活又は職業生活を円滑にするため、身体障がいの種類や障がいの程度に応じて補装具費を支給する制度があります。

補装具は、身体に障がいのある部分を補って、日常生活の向上を図るために作成するものです。
代表的なものに、車いす、歩行器、補聴器などがあります。



対象となる方

身体障がい者手帳取得者、障がい者総合支援法で定める難病患者
※入院中の方、他の制度で対象となる方、一定以上の所得のある方は、対象外となる可能性があります

補助の内容

補装具の交付や修理にあたっては、原則自己負担は1割で、残りは公費で負担します。医学的な判定を要する場合は、医師の意見書などが必要になります。



座位保持装置



補聴器



下肢装具



車いす



歩行器

日常生活用具の給付について

対象となる方

在宅で日常生活に支障のある重度障がい者や難病患者、小児慢性特定疾病助成該当者など

おうちで過ごしたり、お出かけの時に必要な、いろいろな用具に対しても、貸付や給付の制度があります。

日常生活用具の種類 (例)



入浴補助用具



頭部保護帽



自家発電機
外部バッテリー



紙おむつ
(3歳以上)

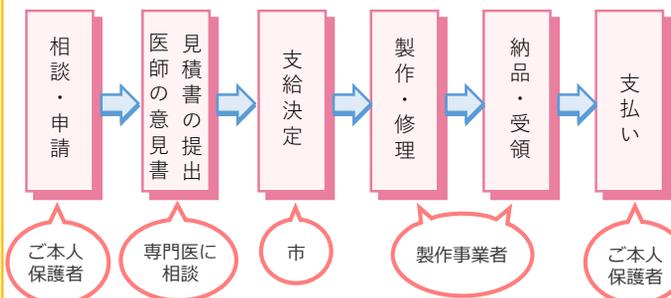
火災報知器

お手続きはこちら ▶

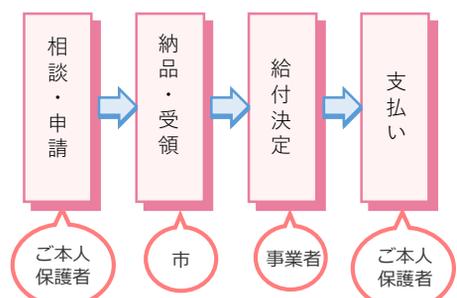
障がい福祉室 ☎06-6384-1347

※年齢や障がいの種類によって対象となるものが異なりますので、詳しくはお問い合わせください。

補装具申請の流れ



日常生活用具申請の流れ



※補装具も日常生活用具も、事前の申請が必要となります！

おうちで医療を受けるには・・・

退院してからは
どんな医療が
受けられるの？



おうちで生活するために必要な医療は、かかりつけ病院の主治医や看護師、医療ソーシャルワーカーに相談して、確実につないでみましょう。

おうちで受けられる医療

- ◆ 訪問診療
- ◆ 訪問歯科
- ◆ 訪問薬局
- ◆ 訪問看護
- ◆ 訪問リハビリ

おうちにお医者さんが来てくれる [訪問診療・訪問歯科]



病院まで行くことが難しく、長期の療養を必要とする方に対し、事前に予定を立てて、定期的に訪問して診療してくれます。診察と相談、薬の処方や予防接種などがあります。

うーちゃん家

むし歯や歯並びが心配で、訪問歯科のお医者さんに来てもらっています。食事や栄養の相談にも乗ってもらっています。



えっちゃん家

手術後で、感染症が怖くて外に出かけられません。定期的な診察と、体調が悪い時は、お家に来てもらいます。体調のチェックをしたり、お薬を処方してもらっています。

おうちに看護師さんが来てくれる [訪問看護]



主治医の指示のもと、病状の観察やケア、医療機器の管理や操作援助・指導などを行う他、育児全般の相談やご家族の健康相談など、家族全体の生活に関する継続的な支援をしてくれます。

あーちゃん家

平日は毎日、夕方に来てもらっています。体調のチェックをしたり、気管切開部のガーゼの交換を手伝ってもらっています。

いっちゃん家

おなかの音を聞いてもらったり、浣腸を手伝ってくれています。トイレのあとは、胃ろうの注入をしてもらいます。

薬剤師さんが お薬を持ってきてくれる [訪問薬局]



医師が作成した処方せんを元に、薬を自宅まで届けてくれたり、薬の管理をしてくれます。服薬の相談にも応じてくれます。体調や副作用のチェック、残薬の確認などもしてくれます。



おうちで医療を受けるときに・・・

おうちでサポートを受けることは、家族以外の人がおうちに出入りするため、ストレスに感じる時があるかもしれません。なんだかしんどいな...と思う時には我慢せず、周りにいる支援者に伝えてください！少し休憩しましょう！

おうちでリハビリが受けられる [訪問リハビリ]



理学療法士 (PT)、作業療法士 (OT)、言語聴覚士 (ST) などのリハビリの専門職が主治医の指示のもと、お子さんの発達を促すためのリハビリを行います。



おーちゃん家

週に2回ほど、PTの先生がきてマッサージをしたり、ストレッチをしたりしてくれます。

かっちゃん家

毎週金曜日は、STの先生が来てくれます。絵カードを使って、コミュニケーションの練習をしています。

リハビリってどんなことをするのかな？



理学療法 (PT)

お子さんの状態に合わせて、身体を動かす、寝返る、這う、歩くなど運動発達を促します。また、姿勢の管理や呼吸ケアなども行います。

作業療法 (OT)

感覚や運動を中心にアプローチします。食事や排せつ、着替えなど、「くらし」の工夫や練習をします。また、あそびの中で、お子さんの発達を促します。

言語聴覚療法 (ST)

「たべる」「のむ」「ことば」「きこえ」などに難しさがあるお子さんをサポートします。保護者の方と一緒に、安全に食べることを考えます。

レスパイト入院を知っていますか？

レスパイトは、「休息」「小休止」「息抜き」という意味です

ご利用にあたっては、主治医に相談しましょう！

レスパイト入院とは、

おうちで、介護や医療的なケアを担われている方の休養を目的とした短期入院のことです。ご家族の休息や事情などで一時的におうちで過ごすことが困難な時にもご利用いただけます。

医療的なケアや介護が必要な方で、病状が安定している方が利用できます。

くーちゃん家

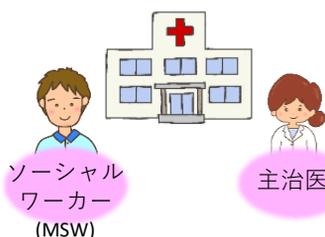
夏休みに、お姉ちゃんを海に連れて行きたいので、利用しようと思っています。予約が取れるように、早めに計画しました！

きーちゃん家

実家が遠いので、親戚の冠婚葬祭の時に使っています。

お手続きはこちら ▶

まずは、**主治医 (かかりつけ病院)** に相談してください。
※かかりつけ医の指示書が必要です。



受診・往診

報告・連絡
相談・指示

利用者

訪問看護
ステーション

子育てやお子さんの発育・発達について 相談したいときは・・・

子育てに関する相談は
誰にしたらいいの？

すこやか親子室には、お住まいの地域ごとに地区担当の保健師がいます。お子さんの発育・発達に関する相談や、在宅療養生活の相談ができます。



地区担当保健師

吹田市には2か所の保健センターがあり、電話や面接、訪問で
お子さんの成長や生活に応じた相談ができます。

乳幼児健診や医療費助成、福祉制度など、お子さんに合わせた
情報提供や相談を行い、必要に応じて関係機関と連携し、お子さん
とご家族の生活をサポートします。



入院中だけど、退院後の生活のことを
相談していいのかな？

退院に向けて、入院中から病院と地域のつながりを
サポートしています！

退院カンファレンスに参加したり、おうちでお子さんを
ケアしやすい環境を一緒に考えていきます。

退院に向けての準備（一例）

- ケアの方法や医療機器の使い方を知る
- 外出外泊をするときの相談をする
- 医療費の助成が申請できるか確認する（8～10ページ）
- 訪問看護などの利用に向けて準備する

病院には医療ソーシャルワーカー（MSW）がいます。
退院してお家で生活を送るための環境作りなどの相談に
のってくれます。

乳幼児健診について

対象の時期にご案内を送付します。
詳しくは、ご案内を確認してください。
入院中や、自宅から出かけにくいなど、
健診の受診が難しい場合は、ご相談く
ださい。



すこやか親子室には
私たちがいます！

保健師

助産師



栄養士

歯科衛生士

心理士

お子さんが小さいうちは、まだ体調が安定
しないうえに、慣れないケアや、いろいろな支
援者との関わりの中で、ストレスを抱えやす
い時期です。

ご家族だけで抱え込まず、いつでもご相談
ください。



ご相談はこちら ▶

すこやか親子室

保健センター 出口町19-2 保健センター3階

☎06-6339-1214

南千里分館 津雲台1-2-1 千里ニュータウンプラザ4階

☎06-6155-2812

予防接種については、地域保健課 予防接種担当（☎06-4860-6151）へお問い合わせください

いろいろなサービスがあります

利用できるサービスって
どんなものがあるの？



医療的ケアが必要なお子さんは、生活の状況に合わせて、**医療サービスと障がい福祉サービスを組み合わせていくことが重要になります。**どんなサービスがあるのかを見ていきましょう。

医療保険
訪問診療
訪問歯科
訪問看護
訪問リハビリ

医療については、
12～13ページへ

障害者総合福祉法 に基づくサービス
居宅介護 (ホームヘルプ)
短期入所 (ショートステイ)
移動支援 (ガイドヘルプ)

こちらのサービスのことは、
16ページへ

児童福祉法 に基づくサービス
児童発達支援
放課後等デイサービス
居宅訪問型児童発達支援
保育所等訪問支援

こちらのサービスのことは、
17ページへ



相談支援専門員 にご相談ください！

どんなサービスを
使ったらいいか
わからないなあ...

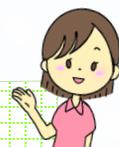


医療的ケアが必要なお子さんは、生活の状況に合わせて、**医療サービスと障がい福祉サービス**を組み合わせてプランを立てていくことが重要になります。いろいろなサービスを利用する必要があるため、一人で考えていくのは大変です。

相談支援員は、障がいのある方たちが自立した日常生活や社会生活を営むことができるよう、福祉サービスなどの利用計画を作成したり、障がいのある方たちの全般的な相談をお受けしています。

相談支援員については、こども発達支援センター（☎06-6339-6105）までお問い合わせください。

できるだけ早めに 福祉のサービスを使い始めることをおすすめしています！



障がいがあってもなくても、私たちは社会の中で育っていきます。家族とは別の世界で、いろいろな人と過ごし、体験を積み重ねていくことは、お子さんが成長していくためにもとても大切なことです。

“自分以外の人に頼むのはちょっと気が引けるなあ...”などの思いから、ご家族だけで頑張っている方もいるかもしれませんが、他の人と関わることで、お子さんだけでなく、ご家族にとっても世界が広がっていきます。

おうちでの生活を送る中で、家族に緊急な出来事が生じてしまい、突然、お子さんが家族以外の人と関わることになったり、慣れない場所で過ごさないといけなくなったりしたとき、お子さんは、からだだけでなく、精神的にも緊張が生じます。そして、それは年齢が高くなればなるほど、ストレスを感じやすくなるといわれています。

わが子の成長を他者にゆだねるのは、最初はとても勇気がいることかもしれません。けれど、お子さんの成長のためにも、そして、ご家族の休息や息抜き、ゆっくり関わる時間を持ちにくいごきょうだいと楽しい時間を過ごすなど、ご家族の心身の健康のためにも、お子さんが小さい、できるだけ早い時期から福祉サービスを利用してもらいたいと思っています。

福祉のサービスを利用するときは・・・

どんなサービスがあるのかな？

生活の中で受けられる福祉サービスには、いろいろな種類があります。ここでは、主なサービスを紹介します。どんなサービスが使えるか、場面ごとに見ていきましょう。



おうちでのサポートを受けたい！

居宅介護（ホームヘルプ）

事業所のヘルパーさんが、おうちでのお風呂やトイレ、食事の介助などをしてくれます。また、掃除や洗濯などの家事を助けてくれたり、通院の時にもサポートしてくれます。

いっちゃん家

体が大きくなってきて、一人ではお風呂に入れることができないので、訪問看護師さんと一緒に、手伝ってもらっています。



あーちゃん家

家族が食べるものをペースト状にして食べさせてもらっています。食事のお世話をしてもらっている間に、妹の習い事に行く日もあります。

あーちゃん家

通院の時には、荷物が多いため、介護タクシーに乗って、一緒に病院に行ってもらいます。

出かけるときに手伝ってほしい！

移動支援

事業所のヘルパーさんが、移動の困難なお子さんが外出する時にサポートを行い、自立生活と社会参加をうながします。

うーちゃん家

中学生のうーちゃんが、車いすで図書館に行くときに、付き添ってくれます。

預かってもらいたい！

短期入所（ショートステイ）

おうちで介護する方が、病気や緊急時の場合に、短期間、施設に入所できます。（レスパイトにも使えます）

えっちゃん家

いつもお世話をしているお母さんが、出産で入院することになったので、その間、1週間預かってもらうことにしました。

お手続きはこちら ▶

福祉のサービスを利用するには、**障がい福祉サービス受給者証**が必要です。障がい福祉サービス受給者証を取得することで、利用料金に給付が受けられます。

※手帳の有無や年齢、生活環境などにより基準があります。

また、ご家庭の所得に応じて、月ごとの利用料金の上限が異なります。詳しくは、お問い合わせください。

□障がい福祉サービス受給者証の申請について

障がい福祉室 ☎06-6384-1347

すこやか親子室 ☎06-6170-7224

療育を受けさせたいときは・・・

療育って何をやるのかな？

障がいのあるお子さんや、その疑いのあるお子さんが、社会で自立して生活できるよう、それぞれの状態に合わせた支援をし、お子さんの成長発達を促します。



誰が受けられるの？

身体、または知的な障がいがあるお子さんが対象です。手帳が無くても、発達の遅れやかたよりなど、心配があるお子さんも対象となりますので、ご相談ください。



どんな種類があるの？

送迎の有無や具体的な活動内容については、事業所ごとに特色が異なります。詳しくは、各事業所にお問い合わせください。

※事業所一覧については、すこやか親子室のホームページをご覧ください。

児童発達支援

じはっ！

通って！

対象：就学前児
場所：児童発達支援事業所
内容：生活やあそびを通して、成長を促します。入浴など、生活全般を支えてくれるところもあります。
※吹田市立わかたけ園、杉の子学園もこのサービスに入ります。

放課後等デイサービス

デイ！

対象：小学生から18歳（高校卒業まで）
場所：放課後等デイサービス事業所
内容：授業の終了後(放課後) や学校が休みの日に通い、生活に必要な力を育てたり、社会との関わりを支援します。専門職によるリハビリや、入浴など生活全般を支えてくれるところもあります。

とある児童発達支援事業所の一日

10:00	送迎 体調チェック	
11:00	朝の集まり・ストレッチ	
12:00	お昼ごはん	
13:00	レクリエーション	
14:00	お風呂	
15:00	おやつ お帰りの準備	
16:00	送迎	

居宅訪問型児童発達支援

おうちで！

対象：18歳（高校卒業まで）で、重度の障がいなどにより、外出が困難なお子さん
内容：自宅に訪問し、生活に必要な力を育てたり、社会との関わりを支援します。

保育所等訪問支援

所属園や学校で！

対象：18歳（高校卒業まで）
場所：お子さんが通う園や学校など(在籍機関)
内容：専門知識を持った支援員が、学校や保育所など、お子さんの通う施設を訪問し、お子さんが楽しく快適に過ごせるよう、環境の工夫や関わり方の助言を行います。

お手続きはこちら ▶

療育のサービスを利用するには、**通所受給者証**が必要です。
通所受給者証を取得することで、利用料金に給付が受けられます。
※ご家庭の所得に応じて、月ごとの利用料金の上限が異なります。

□通所受給者証の申請について
すこやか親子室 ☎ 06-6170-7224

お仕事をされているときのサポート...

医療的なケアが必要な子は
保育所に預けられるかな？

保育所や学童保育を利用される際には、医療的なケアができる看護師が主治医と連携しながらケアを実施するなど、お子さんの状態に合わせて、安心・安全な保育ができる施設があります。

お子さんを安心して預けていただけるよう、利用を希望される方は、事前にご相談ください。



保育所・こども園

【受け入れについて】

病状や医療的ケアなどの状態が安定し、集団保育が可能であることを確認できた方

【医療的ケアの内容】

経管栄養、吸引（口腔・鼻腔・気管切開部）、吸入、酸素吸入、導尿、人工肛門の管理、血糖測定など

Q：医療的なケアが必要な子の入所を希望する場合には、どのように申し込みをしたらいいですか？

A：保育幼稚園室の担当までご相談ください。その後、保育所などに通常の利用申し込みをしていただきます。看護師やその他の環境整備が整うまでは、入所をお待ちいただく場合があります。

Q：医療的ケアはどの園でも対応してもらえますか？保育時間の制限はありますか？

A：医療的ケアの対応・保育時間については、保育幼稚園室または、各施設にお問い合わせください。

Q：医療的ケアの必要なお子さんは保育所などでどのように過ごしていますか？

A：お子さんの状態によりますが、他のお子さんとの関わりを大切に、保育内容を考えています。

留守家庭児童育成室

保護者が仕事などで保育できない児童が対象です。

それぞれのお子さんの状況をふまえながら、あそびや生活を通してお子さんのそだちを支えます。

【対象：小学1～4年生。4年生の当初から継続して入室している配慮を要する5・6年生】

配慮を要する児童とは？

心身の障がい、発達の課題、医療的ケアなどにより、生活面で配慮を要する児童、かつ、育成室内での集団生活が適当と認められ、専門的な療育、訓練などを必要としない支援が必要な児童を対象としています。

Q：医療的ケアが必要ですが、入室できますか？

A：医療的ケアが必要な児童の入室申請も受け付けています。

Q：育成室で医療的ケアを行ってもらえますか？

A：医療的ケアが必要な場合は看護師を配置し、医療的ケアを行います。ただし、看護師やその他の環境整備が整うまでは、入室をお待ちいただく場合があります。

Q：医療的ケアを行ってれば、必ず医療的ケアの申請をしなければなりませんか？

A：児童自身で医療的ケアを行える場合は、必ずしも医療的ケアの申請をしなければならないわけではありません。

お問い合わせはこちら ▶

□保育所・こども園・幼稚園について
保育幼稚園室 ☎06-6384-1568

□留守家庭児童育成室について
放課後子ども育成室 ☎06-6384-1599

幼稚園の入園をお考えの方は、
直接希望する幼稚園にお問い合わせ
ください！

学校選びに悩むときは・・・



学校は、どこにいったらいいのかな？

就学に向けて、お子さんが一番力を発揮できる就学先はどこか、どのような支援が望ましいのかを、保護者の方の思いを尊重し、一緒に考えていきます。



個別の教育支援計画をもとに、それぞれのお子さんに合った教育を進めていきます

吹田市立小学校・中学校

支援学級

全ての小・中学校
にあります

センター校 (障がい種別)

- 難聴学級センター校 (吹田第二小学校・第六中学校)
- 肢体不自由学級センター校 (高野台小学校)
- ※校区に限らず通うことができます

大阪府立支援学校

小学部
中学部
高等部

算面 支援学校 (肢体不自由)

吹田・摂津 支援学校 (知的障がい)

他、生野聴覚支援学校
大阪北視覚支援学校があります。

Q: 医療的ケアのために、保護者は学校と一緒にいけないといけませんか？

A: 看護師が行いますが、看護師が行えない時は保護者の方をお願いする場合があります。

Q: 修学旅行などの行事にも看護師が同行してもらえますか？

A: 同行が可能な場合は看護師が同行します。看護師が同行できない場合は、保護者の方に依頼する場合があります。

Q: 就学先は、どのように決定されるのでしょうか？

A: 本人と保護者と市教育委員会、学校などが教育的ニーズと必要な支援について合意形成を行いながら決定していきます。

訪問教育について (大阪府立支援学校)

障がいや病気によって毎日学校に通うことが難しいおさんは、教員が家庭に訪問して授業を行う「訪問教育」を受けることができます。スクーリングとって、学校行事への参加など、通学の機会もあります。

【府立学校医療的ケア通学支援事業】

介護タクシーなどに看護師などが同乗し、お子さんを学校へ送迎します。

対象：府立学校に通学している、登下校中に医療的ケアが必要な為に通学が困難な児童・生徒。
※利用には条件がありますので、各府立学校にお問い合わせください。

お問い合わせはこちら ▶

□就学先について悩むとき、学校生活の中での困りごとなど
学校教育室 ☎06-6155-8192

□お子さんの発達や情緒、学習についての相談など
教育センター ☎06-6170-1575

※大阪府立支援学校については、各学校にお問い合わせください。

災害時の対応について

事前のそなえ、避難所など



さまざまな医療機器をお使いの場合、長時間の断水や停電は生命の危機に直結します。
災害時に落ち着いて行動できるよう、普段からの準備が必要です。

□緊急時の連絡先をまとめておこう！

かかりつけ医、訪問看護師、保健師などの、緊急時の連絡先や連絡方法などを事前に確認しておきましょう。利用している医療機器のメーカーがわかると、いざというとき便利です。メモしておきましょう。

□在宅用の医療機器をチェックしておこう！

たん吸引器などの医療機器を自宅で使用している場合は、非常時の予備の確保や電源の種類の確認をしておきましょう。停電のそなえとして、手動でも使用できるものや自家発電機を確保したり、市や電力会社との連携なども確認しておくとう安心ですね。



□備蓄品や予備の医薬品を用意しておこう！

いつ起こるかかわからない災害に備えて、お子さんに必要な医療材料やガーゼや消毒液などの衛生用品、ある程度の水や食料を備えておきましょう。普段服用しているお薬などは、予備を準備しておきましょう。予備のお薬はどこかに預けておくなど、複数にわけておくといいですね。（21ページのリストを参考にしてください）

□避難所を確認しておこう！

普段から、自宅から近い避難所はどこかを確認しておきましょう。
最寄りの避難所には、事前に実際に行ってみて、そこまでの経路や道路状況、現地の調査などをしておくことで、慌てずに向かうことができます。

市内の避難所や一時避難地などは、[吹田市防災マップ](#)で確認できます。
ダウンロードはこちらから



福祉避難所って なに？

一般避難所内の避難スペースでの避難生活が困難な要配慮者（高齢者・障がい者・医療的ケアが必要な方など）の方が避難するために、社会福祉施設などの施設内に開設する避難所です。必要に応じて、順次開設されます。

【災害時要援護者登録制度】を知っていますか？

災害時に、ご家族だけでは安全な場所に避難することが困難な方で、地域の方などの支援を必要とする方はご登録ください。

お住まいの地域の支援組織と連携し、避難を支援します。

詳しくは、

福祉総務室(吹田市役所内) ☎06-6384-1363

までお問い合わせください。

災害時の個別避難計画 を作ってみませんか！

災害が起きたらどうしよう？いつ、どこに、だれと、どのように避難するのか、どのような支援が必要なのかなどをあらかじめ整理・確認しておきましょう！
ぜひ一度、今、関わってくれている支援者と一緒で作ってみましょう！

ダウンロードは
こちらから！



■準備するもの（例）

項目	準備しておくもの		
共通	<input type="checkbox"/> 発電機・蓄電池・モバイルバッテリーなど （発電機の場合は燃料も忘れずに！） <input type="checkbox"/> 乾電池	<input type="checkbox"/> 延長コード <input type="checkbox"/> 携帯電話の充電器 <input type="checkbox"/> 携帯電話	
呼吸 在宅酸素 気管切開 人工呼吸 吸引	<input type="checkbox"/> パルスオキシメーター <input type="checkbox"/> 酸素ボンベ・チューブ <input type="checkbox"/> 酸素ボンベキャリー <input type="checkbox"/> 気管カニューレ <input type="checkbox"/> 人工鼻 <input type="checkbox"/> 吸引器 <input type="checkbox"/> 吸引用カテーテル	<input type="checkbox"/> バックバブルマスク（アンビューなど） <input type="checkbox"/> 人工呼吸器 <input type="checkbox"/> 予備回路一式 <input type="checkbox"/> アルコール綿・ガーゼ <input type="checkbox"/> 蒸留水 <input type="checkbox"/> 滅菌手袋 <input type="checkbox"/> シリンジ（50ml：喀痰吸引やカフ調整に使用）	
栄養	<input type="checkbox"/> 胃ろうボタン・チューブ <input type="checkbox"/> 経管栄養チューブ <input type="checkbox"/> 接続チューブ	<input type="checkbox"/> イリゲーター <input type="checkbox"/> シリンジ <input type="checkbox"/> 経管栄養剤	
排泄	<input type="checkbox"/> 導尿用カテーテル <input type="checkbox"/> オムツ・おしりふき	<input type="checkbox"/> 清浄綿・消毒薬	
薬	<input type="checkbox"/> 内服薬 <input type="checkbox"/> 洗腸液 <input type="checkbox"/> アナフィラキシー補助治療薬（エビペンなど）	<input type="checkbox"/> 吸入薬 <input type="checkbox"/> 座薬	
緊急持ち出し品リスト			
<input type="checkbox"/> 懐中電灯（ペンライト） <input type="checkbox"/> 飲料水（最低3日分） <input type="checkbox"/> 体温計 <input type="checkbox"/> アルコール消毒 <input type="checkbox"/> ラジオ	<input type="checkbox"/> ティッシュペーパー <input type="checkbox"/> 食料品（最低3日分） <input type="checkbox"/> スリッパ <input type="checkbox"/> 軍手 <input type="checkbox"/> だっこひも	<input type="checkbox"/> タオル <input type="checkbox"/> マスク <input type="checkbox"/> 歯ブラシ・洗口液 <input type="checkbox"/> 衣類（下着） <input type="checkbox"/> おもちゃ	<input type="checkbox"/> ウエットティッシュ <input type="checkbox"/> 清浄綿・消毒薬 <input type="checkbox"/> 携帯トイレ <input type="checkbox"/> 靴 <input type="checkbox"/> 現金（10円硬貨も）
<input type="checkbox"/> 健康保険証 <input type="checkbox"/> お薬手帳	<input type="checkbox"/> 連絡先一覧 <input type="checkbox"/> 印鑑	<input type="checkbox"/> 各種手帳・受給者証 <input type="checkbox"/> 通帳	

吹田市では、いろいろな災害に備えて、ハザードマップや防災マップ、災害に関する知識の情報などをまとめて掲載した「防災ブック」という冊子を作成・配布しています。
いざという時に備えてチェックしておきましょう。

吹田市防災ブック

ダウンロードは
こちらから！



【防災ブックに掲載されているマップ】

- ・吹田市洪水ハザードマップ
- ・吹田市高潮ハザードマップ



「もしものために・・・」



医療的ケアが必要なお子さんのための、
災害時の注意ポイントをまとめた冊子です。
※医療的ケア児相談窓口で配布しています。

よくある質問 (Q&A)

Q

自宅で生活を送る中で、困ったことは誰に相談したらいいですか？

A

お子さんやご家族の体調面に関する相談や医療的ケアの手技など在宅療養に関する細かい相談は、訪問診療医や訪問看護師が対応してくれます。

どこに相談したらよいか迷った時は、すぐ近くにいる支援者や、医療的ケア児相談窓口(06-6388-0030)までご連絡ください！
ご家族といっしょに相談しながら、必要な支援につないでいきます！

Q

自分が体調を崩したり、通院や入院をしないといけない時は、どうしたらいいですか？

A

お子さんの医療的ケアを中心に行っている方が体調を崩されたときには、誰かに替わってもらわないといけません。

日中一時支援やショートステイなどの利用においては、医療的ケアを必要とするお子さんが利用できる事業所に限りがあります。事前に契約を済ませておく必要もありますので、いざというときに困らないように、準備しておきましょう。

Q

障がいのあるお子さんの子育てをしている、他の家族と知り合える場はありますか？

A

まずは、医療的ケア児相談窓口(06-6388-0030)までご連絡ください。
外出が可能なら、わかたけ園に通っている方がいます。外出が難しい場合は、どのようにして保護者さん同士でつながれるか、一緒に考えましょう。
わかたけ園には保護者会もあります。

Q

きょうだいの保育所や習い事の送り迎えができない時はどうしたいですか？

A

きょうだいの送迎は毎日のことなので、親族や友人に協力してもらうこともよいですが、訪問看護の時間をうまく活用し、お子さんが支援を受けている間に、保護者の方がきょうだいの送り迎えをすることもできます。また、ファミリーサポートセンター(有料)を活用することができます。ご利用にあたっては、事前に会員登録が必要なので、下記の連絡先にお問い合わせください。



お子さんのきょうだいのこと

いろいろなケアが必要なお子さんがいると、そのお子さんに時間がかかり、きょうだいとの時間が後回しになってしまうことがあります。

先輩ママは医療的ケアの必要なお子さんのきょうだいとどのように関わってこられたか聞いてみました。

3人きょうだいですが、真ん中の子が生まれ、医療的ケアが必要となったときから、外出が難しい時期が続きました。お兄ちゃんのサッカーの習い事や参観日など、外出の難しい事については、いろいろなサービスを使って対応しました。

旅行などは難しい為、休日は、近所の公園でお兄ちゃんの好きなサッカーをして遊んだり、夜に寝る前に必ず絵本を読むようにしてきました。

同じくらいの時間をかけることはできませんが、短い時間でも一人ずつに関わる時間を持てるように夫婦で関わっています。

[すいたファミリー・サポート・センター]

☎ 06-6816-8500

◆平日(基本時間) 午前8時～午後8時
700円/1時間

◆平日(上記以外)・土曜・日曜・祝日
800円/1時間

Q

外出の時、ひとりで対応することが困難です。移動を手伝ってもらうことはできますか？

A

お子さんの障がいの状況などにより、家族だけで対応することが難しい場合や、ご家族に障がいなどがあって介助が難しい場合に、ヘルパーの支援を受けられる場合があります。通院などの支援については16ページ、学校への通学支援に関しては、19ページをご確認ください。なお、病院内は原則として病院スタッフが介助するという前提があるので、病院内での介助は受けられない場合があります。

Q

台風や地震の時、もし停電になったら、人工呼吸器やモニターなどの電源が心配です。どうしたらいいですか？

A

さまざまな医療機器をお使いの場合、長時間の断水や停電は生命の危機に直結します。いつ起こるか分からない災害に備えて、衛生用品やある程度の水や食料を備えておきましょう。詳しくは20～21ページをご確認ください。また、非常用の電源などに対しても給付が受けられますので、11ページ（日常生活用具の給付について）をご確認ください。



保護者からのメッセージ



娘に医療的ケアが始まったとき、当時の私たちは、右も左も分からず、無我夢中でした。120%頑張り続けていた私たちにとって、先輩の保護者さんや友達からの情報、相談できる場があるということはとても心強かったです。

主治医の先生をはじめ、訪問の先生、訪問看護師さん、相談支援員さん、ヘルパーさん、たくさんの方々が私や娘に関わってくださっています。私たちにも知識が増え、経験もそなわってきました。

しかし言えるのは、正解って一つじゃないんだなということです。

どのような生活環境でも、ケアする側とされる側、どちらかに何かあったときのシュミレーションは重要です。なんでも話せる人がいること、医療の専門的知識がある人に、すぐに相談できる環境があるか、福祉や医療のサービスの種類などは、しっかりと情報収集しておくことが大切かなと思います。

ケアをする側とされる側にとって、お互いに負担のないもの、お互いに心にゆとりがあることが選択に迷った時の目安になるのかなと思います。

私、無理してないかな？

子供にしんどい思いさせてないかな？

時々問いかけてみるといいかもしれません。

こども発達支援センターの役割



🍀 親子教室 🍀

親子で一緒に通室します。
親子での遊びを通じて、成長発達を促します。また、スタッフと一緒に子育てのやり方やお子さんへの関わり方を考えます。



- ・ふれあい遊び
- ・季節ごとのうたや遊び
- ・ルール遊び など

◇ 通園療育 ◇

発達に課題のあるお子さんや、肢体に不自由のあるお子さんが、就学前に通う療育施設です。お子さんが、生活や遊びを積み重ね、よりよく生活を送れるよう、さまざまな専門職がサポートしています。

※通所受給者証が必要です

わかたけ園

0歳～就学まで
主に肢体不自由のある児
※医師の診療やPT訓練などがあります



杉の子学園

3歳～就学まで
主に知的障がいや発達に
課題のある児



🍀 外来相談 🍀

子育てやお子さんの発達に関する相談に応じています。日常生活の中での姿勢管理や摂食、コミュニケーション、遊びの広がり、学習面などについて、保護者の方と一緒にお子さんへの関わり方や工夫の仕方を考えていきます。

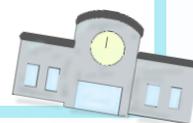
- ・おひさま相談（5歳からの相談）
- ・心理士による相談
- ・PT/OT/STによる相談、機能訓練
- ・ペアレントトレーニング
- ・ソーシャルスキルトレーニング



♡ アウトリーチ支援 ♡

保育所やこども園、幼稚園、学校、児童デイサービスなど、お子さんが通っている施設にスタッフが出向き、生活しやすくなるような環境設定や関わり方など、支援の方法について相談、助言を行います。

- ・保育所等訪問支援
※通所受給者証が必要です
- ・リンクさぼーと



「保護者のための講座」や「支援者のための講座」も 있습니다！



お問い合わせはこちら ▶

こども発達支援センターの
ホームページはこちらから →



こども発達支援センター 吹田市片山町2丁目11-40

わかたけ園 ☎06-6388-0030 (医療的ケア児相談窓口・通園療育)

杉の子学園 ☎06-6387-5667 (通園療育)

地域支援センター ☎06-6339-6103 (相談支援・親子教室・おひさま相談・
外来相談・リンクさぼーと)

吹田市の相談窓口一覧

福祉サービスや医療費・手当に関すること

子育て給付課	06-6384-1470	医療費の助成や児童手当など
すこやか親子室	06-7220-3796	小児慢性特定疾病医療費助成
	06-6170-7224	障がい児通所受給者証など
障がい福祉室 (基幹相談センター)	06-6384-1347	給付や助成、手帳の交付、福祉サービスなど
障がい者相談支援センター（お住まいの地域でご相談ください）		保健、医療、福祉サービスなどのこと
内本町	06-6319-9832	内本町2-2-12内本町コミュニティセンター内
片山・岸部	06-6310-1672	岸部中1-28-10-1階
豊津・江坂・南吹田	06-6386-3700	豊津町2-1第2中田ビル1階
千里山・佐井寺	06-6170-1785	千里山東2-20-4
亥の子谷	06-6170-5136	山田西1-26-20亥の子谷コミュニティセンター内
千里ニュータウン	06-6873-8850	津雲台1-2-1千里ニュータウンプラザ5階

発育・発達、子育てに関すること

すこやか親子室		
保健センター	06-6339-1214	発育・発達、子育てに関すること
南千里分館	06-6155-2812	

療育に関する事

こども発達支援センター		
わかたけ園	06-6388-0030	医療的ケア児相談窓口、通園療育
杉の子学園	06-6387-5667	通園療育
地域支援センター	06-6339-6103	相談支援、親子教室、おひさま相談、外来相談、リンクさぼーと、保育所等訪問支援

保育所／学童保育に関すること

保育幼稚園室	06-6384-1568	保育所・こども園などの利用に関すること
放課後子ども育成室	06-6384-1599	留守家庭児童育成室の利用に関すること

小学校・中学校に関すること

学校教育室	06-6155-8192	就学や、学校生活のこと
教育センター	06-6170-1575	子供の成長発達や学習、情緒のこと

memo



作成者
吹田市立こども発達支援センター
医療的ケア児相談窓口

令和6年4月